

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市工場立地奨励条例の一部を改正する条例 【商工労政課】	<p>【目的】 本市に工場及びこれに類する施設の新設又は増設する者に対する課税免除について、岩手県の「特定区域における産業の活性化に関する条例」に準じ、その対象を拡大しようとするもの。</p> <p>【内容】 条例第5条中の課税免除となる対象を追加するもの。 ※土地の課税免除となる対象を従来の新設のみから、既存の建物を取得した場合についても対象とするもの。（県は既に対象）</p> <p>【議会及び施行日】 ・議会議案 平成26年9月定例会 ・施行日 公布の日から施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ・名称 特定区域における産業の活性化に関する条例（岩手県） ・施行年月日 平成23年3月16日施行</p>	対象外		岩手県の「特定区域における産業の活性化に関する条例」第2条第1項第2号の規定に準じる改正であるため。
2	花巻市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 【地域福祉課】	<p>【目的】 社会福祉法第14条第1項の規定に基づき、花巻市福祉事務所を設置し、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護等の事務を行う。</p> <p>【内容】 今般、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が国より発出され、母子及び寡婦福祉法の法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正となることから、市条例の表記について所要の整理を行うもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会議案 平成26年9月定例会 ②施行日 平成26年10月1日施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号） ②法令改正施行日 平成26年10月1日施行</p>	対象外		法律の題名改正による本条例上の引用法律名の改正であるため

## 記入方法

- 1 計画及び条例等の名称の欄には、重要な対象に該当するしないに関わらず、策定、制定を予定する計画、条例等を記入してください。
- 2 計画及び条例等の内容の欄には、何に基づき策定、制定するものなのか、内容は基本的な事項を定めるものなのか、具体的な事務事業を定めるものなのかを含め、具体的かつ詳細に記入してください。また、特に必要と認め、市民参画を実施する場合はその理由も記入してください。
- 3 重要な欄には、重要なものとして参画の対象に該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要なものに該当しない場合は対象外を選択してください。
- 4 除外の欄には、対象から除外できるものに該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要な欄で対象外を選択した場合には、この欄は空欄となります。
- 5 除外する理由の欄には、除外の欄で選択した項目に該当する理由を詳細に記入してください。また、重要な欄で、対象外を選択した場合は、その理由を記入願います。この場合、内容の欄に明らかに対象に該当しないことが判断できる内容（計画等の位置づけなど）が記入されているかを確認願います。
- 6 欄が不足する場合はページを追加して記入願います。内容や除外理由欄の記入スペースが不足する場合は行を追加して記入願います。